

いつでも解約OKの定期購入トラブルに注意

2020年8月15日号

「スマホの動画投稿サイトの広告を見て、お試し価格980円の化粧品を注文した。最近同じ商品が届き、9800円の請求書が入っていた。業者は『定期購入だが、回数の縛りはない契約。解約は次回発送日の10日前までに申し出が必要』と届いた商品の代金は払うようにと言うが、注文時の画面に記載はなく払いたくない」といった相談があります。

「お試し」「いつでも解約OK」と通常価格より低価格で購入できることをうたう商品については、定期購入が条件となっている場合があります。広告の下部の小さい文字で解約や返品など契約の重要事項が記載されているケースが少なくないため、注文する際には注意して確認しましょう。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。